平成２６年８月

パブリックコメント意見募集資料

子ども・子育て支援新制度に伴う条例、規則制定に係る説明資料

目　次

●三股町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）説明資料

２頁～１０頁

●三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例（案）説明資料

１１頁～１７頁

●三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

説明資料

１８頁～２３頁

●三股町保育の必要性の認定基準に関する規則（案）説明資料

２４頁～２５頁

　　　　●子ども・子育て支援新制度関連の用語説明

　　　　　　　　　　　　　　　２６頁～２８頁

三股町役場福祉課

三股町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

説明資料

**地域型保育事業の認可基準**

1. **地域型保育事業の概要**

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

* 1. 小規模保育《利用定員：６人から１９人以下》

　　　比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施

* 1. 家庭的保育《利用定員：５人以下》

　　　家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

* 1. 居宅訪問型保育

　保護者・子どもが住み慣れた居宅において、１対１を基本とするきめ細かな

保育を実施

* 1. 事業所内保育

　　　企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を実施

**※　地域型認可保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する。**

　　**国が定める基準**

* 従うべき基準：従うべき基準と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
* 参酌すべき基準：参酌すべき基準を十分参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

　**三股町の方針**

　　　本町の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため、基本的には国の基準どおりとする。下記の条例、規則も同様とする。

　　●三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

　　●三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

　　●三股町保育の必要性の認定基準に関する規則（案）

**１　家庭的保育事業**

※の説明（従・・従うべき基準　　参・・参酌すべき基準）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国が示す基準の内容 | ※ | 三股町基準（案） |
| 保育従事者 | 家庭的保育者※市町村町が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者家庭的保育補助者※市町村長が行う研修を修了した者 | 従 | 国の基準どおり |
| 職　員　数 | 乳幼児３人につき１人家庭的保育補助者を配置する場合には、５人につき２人 | 従 | ●国の基準に加え職員は２人を下回らない |
| 設備・面積 | 保育　室等 | 保育を行う専用の部屋※部屋の面積自体は9.9㎡以上必要（３人を超えて保育を行う場合は、乳幼児１人につき3.3㎡を加えた面積であること） | 参 | 国の基準どおり |
| 屋　外遊技場 | 同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可）※満２歳以上の幼児１人につき、3.3㎡以上 |
| 給食 | 方　法 | 自園調理※調理業務の全部委託可　連携施設等からの搬入可 | 従 | 国の基準どおり |
| 設　備 | 調理設備 |
| 職　員 | 調理員※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要※保育を行う乳幼児が３人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可 |
| 耐火基準等 | 火災報知器・消火器の設置消化訓練・避難訓練の定期実施 | 参 | 国の基準どおり |
| 保育時間 | １日８時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 | 参 | 国の基準どおり |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 | 従 | 国の基準どおり |

**２　小規模保育事業　①小規模保育事業A型**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国が示す基準の内容 | ※ | 三股町基準（案） |
| 保育従事者 | 保育士※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 | 従 | 国の基準どおり |
| 職　員　数 | 乳児おおむね３人につき１人満１歳以上満3歳未満の幼児おおむね６人につき1人※特例地域型保育給付の対象の場合は以下のとおり満3歳以上満４歳未満の児童おおむね２０人につき1人満４歳以上の児童おおむね３０人につき1人※上記４ケースにより算定した職員数に１人の追加配置 | 従 | 国の基準どおり |
| 設備・面積 | 保育　室等 | 満２歳未満　乳児室又はほふく室１人につき3.3㎡以上満２歳以上　保育室又は遊戯室１人につき1.98㎡以上保育に必要な用具、便所を備える。 | 参 | 国の基準どおり |
| 屋　外遊技場 | 屋外遊戯場（付近の代替地可）※満２歳以上の幼児１人につき、3.3㎡以上 |
| 給食 | 方　法 | 自園調理※調理業務の全部委託可　連携施設等からの搬入可 | 従 | 国の基準どおり |
| 設　備 | 調理設備 |
| 職　員 | 調理員※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 |
| 耐火基準等 | 建築基準法の上乗せ規制あり。※保育室等を２階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。（注）追加的事項①消火器等の消化器具　②非常警報器具　③保育室等を２階以上に設置する場合、乳幼児の転落事故防止設備など | 参 | 国の基準どおり |
| 保育時間 | １日８時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 | 参 | 国の基準どおり |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 | 従 | 国の基準どおり |

**２　小規模保育事業　②小規模保育事業B型**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国が示す基準の内容 | ※ | 三股町基準（案） |
| 保育従事者 | 保育士保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者）※保育士割合は１/２以上※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 | 従 | 国の基準どおり |
| 職　員　数 | 乳児おおむね３人につき１人満１歳以上満3歳未満の幼児おおむね６人につき1人※特例地域型保育給付の対象の場合は以下のとおり満3歳以上満４歳未満の児童おおむね２０人につき1人満４歳以上の児童おおむね３０人につき1人※上記４ケースにより算定した職員数に１人の追加配置 | 従 | 国の基準どおり |
| 設備・面積 | 保育　室等 | 満２歳未満　乳児室又はほふく室１人につき3.3㎡以上満２歳以上　保育室又は遊戯室１人につき1.98㎡以上保育に必要な用具、便所を備える。 | 参 | 国の基準どおり |
| 屋　外遊技場 | 屋外遊戯場（付近の代替地可）※満２歳以上の幼児１人につき、3.3㎡以上 |
| 給食 | 方　法 | 自園調理※調理業務の全部委託可　連携施設等からの搬入可 | 従 | 国の基準どおり |
| 設　備 | 調理設備 |
| 職　員 | 調理員※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 |
| 耐火基準等 | 建築基準法の上乗せ規制あり。※保育室等を２階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。（注）追加的事項①消火器等の消化器具　②非常警報器具　③保育室等を２階以上に設置する場合、乳幼児の転落事故防止設備など | 参 | 国の基準どおり |
| 保育時間 | １日８時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 | 参 | 国の基準どおり |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 | 従 | 国の基準どおり |

**２　小規模保育事業　③小規模保育事業C型**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国が示す基準の内容 | ※ | 三股町基準（案） |
| 保育従事者 | 家庭的保育者※市町村町が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者家庭的保育補助者※市町村長が行う研修を修了した者 | 従 | 国の基準どおり |
| 職　員　数 | 乳児おおむね３人につき１人家庭的保育補助者を配置する場合には、５人につき２人 | 従 | 国の基準どおり |
| 設備・面積 | 保育　室等 | 満２歳未満　乳児室又はほふく室１人につき3.3㎡以上満２歳以上　保育室又は遊戯室１人につき3.3㎡以上保育に必要な用具、便所を備える。 | 参 | 国の基準どおり |
| 屋　外遊技場 | 屋外遊戯場（付近の代替地可）※満２歳以上の幼児１人につき、3.3㎡以上 |
| 給食 | 方　法 | 自園調理※調理業務の全部委託可　連携施設等からの搬入可 | 従 | 国の基準どおり |
| 設　備 | 調理設備 |
| 職　員 | 調理員※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 |
| 耐火基準等 | 建築基準法の上乗せ規制あり。※保育室等を２階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。（注）追加的事項①消火器等の消化器具　②非常警報器具　③保育室等を２階以上に設置する場合、乳幼児の転落事故防止設備など | 参 | 国の基準どおり |
| 保育時間 | １日８時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 | 参 | 国の基準どおり |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 | 従 | 国の基準どおり |

**３　居宅訪問型保育事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国が示す基準の内容 | ※ | 三股町基準（案） |
| 事業の内容 | 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育など | 従 | 国の基準どおり |
| 保育従事者 | 家庭的保育者※必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 | 従 | 国の基準どおり |
| 職員数 | 乳幼児１人につき１人 | 従 | 国の基準どおり |
| 居宅訪問型保育連携　施設 | 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。 | 従 | 国の基準どおり |
| 保育時間 | １日８時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 | 参 | 国の基準どおり |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 | 従 | 国の基準どおり |

**４　事業所内保育事業　①保育所型事業所内保育事業（利用定員２０人以上）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国が示す基準の内容 | ※ | 三股町基準（案） |
| 保育従事者 | 保育士※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 | 従 | 国の基準どおり |
| 職　員　数 | 乳児おおむね３人につき１人満１歳以上満3歳未満の幼児おおむね６人につき1人※特例地域型保育給付対象の場合は以下のとおり満3歳以上満４歳未満の児童おおむね２０人につき1人満４歳以上の児童おおむね３０人につき1人※上記４ケースにより算定した職員数に１人の追加配置 | 従 | 国の基準どおり |
| 設備・面積 | 保育　室等 | 満２歳未満　乳児室は１人につき1.65㎡以上満２歳未満　ほふく室は１人につき3.3㎡以上満２歳以上　保育室又は遊戯室１人につき1.98㎡以上保育に必要な用具、便所を備える。 | 参 | 国の基準どおり |
| 屋　外遊技場 | 屋外遊戯場（付近の代替地可）※満２歳以上の幼児１人につき、3.3㎡以上 |
| 給食 | 方　法 | 自園調理※調理業務の全部委託可　連携施設等からの搬入可 | 従 | 国の基準どおり |
| 設　備 | 調理室※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。 |
| 職　員 | 調理員※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 |
| 耐火基準等 | 建築基準法の上乗せ規制あり。※保育室等を２階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。（注）追加的事項①消火器等の消化器具　②非常警報器具　③保育室等を２階以上に設置する場合、乳幼児の転落事故防止設備など | 参 | 国の基準どおり |
| 連携施設に関する特例 | 連携施設を確保しないことができる。 | 従 | 国の基準どおり |

**５　小規模型事業所内保育事業（利用定員１９人以下）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国が示す基準の内容 | ※ | 三股町基準（案） |
| 保育従事者 | 保育士保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者）※保育士割合は１/２以上※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 | 従 | 国の基準どおり |
| 職　員　数 | 乳児おおむね３人につき１人満１歳以上満3歳未満の幼児おおむね６人につき1人※特例地域型保育給付対象の場合は以下のとおり満3歳以上満４歳未満の児童おおむね２０人につき1人満４歳以上の児童おおむね３０人につき1人※上記４ケースにより算定した職員数に１人の追加配置 | 従 | 国の基準どおり |
| 設備・面積 | 保育　室等 | 満２歳未満　乳児室は１人につき3.3㎡以上満２歳未満　ほふく室は１人につき3.3㎡以上満２歳以上　保育室又は遊戯室１人につき1.98㎡以上保育に必要な用具、便所を備える。 | 参 | 国の基準どおり |
| 屋　外遊技場 | 屋外遊戯場（付近の代替地可）※満２歳以上の幼児１人につき、3.3㎡以上 |
| 給食 | 方　法 | 自園調理　　※調理業務の全部委託可　連携施設等からの搬入可 | 従 | 国の基準どおり |
| 設　備 | 調理設備 |
| 職　員 | 調理員　　※調理業務の全部を委託する場合、連携施設から搬入する場合は不要 |
| 耐火基準等 | 建築基準法の上乗せ規制あり。※保育室等を２階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。（注）追加的事項①消火器等の消化器具　②非常警報器具　③保育室等を２階以上に設置する場合、乳幼児の転落事故防止設備など | 参 | 国の基準どおり |
| 保育時間 | １日８時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 | 参 | 国の基準どおり |
| 保育の内容 | 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 | 従 | 国の基準どおり |

**６　事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて**

事業所内保育事業を行う者は、下記の定員区分に応じて、それぞれ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設ける。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定員区分 | 国基準（地域枠の定員） | 三股町基準（案） |
| １名～１０名 | １名～５名 | １名 | 国の基準どおり |
| ６名・７名 | ２名 |
| ８名～１０名 | ３名 |
| １１名～２０名 | １１名～１５名 | ４名 |
| １６名～２０名 | ５名 |
| ２１名～３０名 | ２１名～２５名 | ６名 |
| ２６名～３０名 | ７名 |
| ３１名～４０名 | １０名 |
| ４１名～５０名 | １２名 |
| ５１名～６０名 | １５名 |
| ６１名～７０名 | ２０名 |
| ７１名以上 | ２０名 |

施行期日

　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日とする。

三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）説明資料

**給付の確認制度**

1. **概要**

子ども・子育て支援新制度では、給付の実施主体である市町村が、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う。

　　　**※**　教育・保育施設[施設型給付：宮崎県認可]

　　　　　　幼稚園、保育所、認定こども園（私立保育所には、委託費を支払）

　　　**※**　地域型保育事業所[地域型保育給付：三股町認可]

　　　　　　小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

　**給付対象確認では、**教育・保育施設、地域型保育事業のそれぞれが下記条件を満たすことが求められる。

1. 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
2. 子ども・子育て支援法に基づく運営基準を満たすこと

上記②の運営基準については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

【従うべき基準】

* 利用定員
* 施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

　　【参酌すべき基準】

* それ以外の事項

**運営・管理の基準**※の説明（従・・従うべき基準　　参・・参酌すべき基準）

**１．利用定員に関する基準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
| ①利用定員の設定に関すること | 【特定教育・保育施設】●認定こども園は、利用定員の数を２０人以上とし、１号・２号・３号認定子どもの区分を定める。●保育所は、利用定員の数を２０人以上とし、２号・３号認定子ども区分を定める。●幼稚園は、１号認定子どもの区分を定める。【特定地域型保育事業】●家庭的保育事業は、利用定員の数を１人以上５人以下とし、３号認定子ども区分に応じた利用定員を定める。●小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数を６人以上１９人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を６人以上１０人以下とし、３号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。（C型については経過措置有）●居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を１人とし、３号認定子ども区分に応じた利用定員を定める。●事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子どもとその他の子ども・３号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。　３号認定子どもの区分については、満１歳に満たない子どもと満１歳以上の子どもに区分する。 | 従 | 国の基準どおり |
| ②定員の遵守 | やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。年度中における特定教育・保育、特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第３４条第５項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第２４条第５項又は第６項に規定する措置への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 参 | 国の基準どおり |

**２．利用開始に伴う基準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
| ①内容・手続きの説明、同意、契約 | 教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。 | 従 | 国の基準どおり |
| 事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。 | 参 | 国の基準どおり |
| ②応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） | ●利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。●施設・事業者は、市町村の行うあっせん及び要請に対し、出来る限り協力しなければならない。 | 参 | 国の基準どおり |
| ③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 | ●定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める●教育標準時間認定（１号）を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」などに基づく選考●保育認定（２号、３号）を受けた子どもの場合、町が利用調整を行う。 | 従 | 国の基準どおり |
| ●支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 | 参 | 国の基準どおり |
| ④支給認定証の確認、支給認定申請の援助 | ●保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行うこととする。●支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助することとする。 | 参 | 国の基準どおり |

**３　教育・保育の提供に関する基準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
| ①幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 | ●幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。●小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において円滑な接続に資するよう、情報提供等、連携に努めなければならない。●支給認定子どもの心身の状況の把握に努め、その子ども又は保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行わなければならない。●運営に当たり、地域住民やその活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めなければならない。 | 従 | 国の基準どおり |
| ②子どもの心身の状況の把握 | ●特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。●支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなくてはならない。 | 参 | 国の基準どおり |
| ③子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） | ●利用児童の平等取扱い　入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。●虐待等の禁止　職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。●懲戒に係る権限の乱用防止　懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限乱用をしてはならない。 | 従 | 国の基準どおり |
| ④連携施設との連携（地域型保育事業のみ） | ●地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるととに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。●居宅訪問型保育事業は乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設の確保が必要 | 従 | 国の基準どおり |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
|  | ●利用定員が２０名以上の事業所内保育事業は、保育内容に関する支援等については連携協力を求めない。 |  |  |
| ●特定地域型保育事業は、支給認定子どもが卒園後に、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、連携に努めなければならない。 | 参 | 国の基準どおり |
| ⑤利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） | ●施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない。(第４項の規定による支払いは除く)●施設・事業者は、法定代理受領により給付金の支給を受けた場合は、その額を保護者に通知しなければならない。 | 従 | 国の基準どおり |
| ⑥利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) | ●給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。 | 参 | 国の基準どおり |
| ⑦特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い） | ●特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育を提供する場合の職員の配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。「特別利用保育」・・・教育標準時間認定（１号）子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る）から受ける保育をいう。「特別利用教育」・・・満３歳以上保育認定（２号）の子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る）から受ける教育をいう。「特別利用地域型保育」・・・教育標準時間認定（１号）の子どもが特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。「特定利用地域型保育」・・・満３歳以上保育認定（２号）の子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。 | 従 | 国の基準どおり |

**４　管理・運営に関する基準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
| ①施設の目的・運営方針職員の職種、職員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示 | ●運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることとする。《運営規程》1. 施設・事業の目的及び運営の方針
2. 提供する教育・保育の内容
3. 職員の職種、職員数及び職務の内容
4. 教育・保育を提供する日及び開所時間、休業日
5. 利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額
6. 利用定員（確認制度上の定員設定）
7. 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）
8. 緊急時等における対応方法
9. 非常災害対策

10．虐待防止のための措置に関する事項11．その他施設・事業の運営に関する重要事項施設・事業者は、利用申込者の選択に資すると認められる重要事項（運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。 | 従 | 国の基準どおり |
| ②個人情報保護（秘密保持） | 施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の情報を漏らしてはならない。従業している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報をもらすことないよう、施設・事業者が必要な措置を講じなければならない。地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておかなければならない。 | 従 | 国の基準どおり |
| ③事故発生及び事故対応 | 事故の発生（再発）防止のため、事故発生時の対応、報告方法等が起債された指針作成や分析や改善策の周知体制の整備、研修の実施等の措置を講じなければならない。事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
| ④評価（事業評価、学校関係者評価、第三者評価） | 自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求めることとする。保護者、特定教育・保育施設の関係者又は外部の評価を受けて、その結果を公表し改善を図るよう努めなければならない。 | 参 | 国の基準どおり |
| ⑤苦情処理 | 苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。苦情に関して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善、報告等を行う旨を求めることとする。 | 参 | 国の基準どおり |
| ⑥会計処理 | 他の事業の会計と区分しなければならない。 | 参 | 国の基準どおり |
| ⑦記録の整備 | 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。1. 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
2. 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
3. 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録
4. 苦情の内容等の記録
5. 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
 | 参 | 国の基準どおり |
| ⑧管理・運営に関するその他の事項 | ①勤務体制の確保適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。②誇大広告の禁止その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。③利益供与等の禁止施設・事業者は、利用者及び支援事業者等、その他施設・事業者等に施設・事業を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与又は収受してはならない。 | 参 | 国の基準どおり |

　施行期日

　子ども子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の施行の日とする。

三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）説明資料

1. **概要**

○放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として実施される事業である。

○平成２４年８月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設置及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。

○国の社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において国が省令で定める設備及び運営に関する基準について、報告書がまとめられた。

【従うべき基準】

* 従事する者
* 職員数

　　【参酌すべき基準】

* 児童の集団の規模
* 施設・設備
* 開所日数・開所時間
* 非常災害対策、虐待等の禁止等その他の基準

**条例化の基準**※の説明（従・・従うべき基準　　参・・参酌すべき基準）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
| 最低基準の目的 | 町が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は以下のとおりとする。○放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。 | 参 | 国の基準どおり |
| 最低基準の向上 | 　最低基準の向上は以下のとおりとする。○町は、その管理に属する法第８条第４項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。○町は、最低基準を常に向上させるように努める。　最低基準と放課後児童健全育成事業者○放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させなければならない。○最低基準を超えて設備を有し、又は運営している放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 | 参 | 国の基準どおり |
| 事業の目的 | 放課後児童健全育成事業の一般原則○放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 | 参 | 国の基準どおり |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
| 事業者 | 放課後児童健全育成事業の一般原則放課後児童健全育成事業者は、以下のことを行う。○利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。○地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。○運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。○放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。○軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。○訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。○職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 | 参 | 国の基準どおり |
| 従事する者 | 放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件○健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等○常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。○放課後児童支援員は、次ぎのいずれかに該当するもの（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３８条第２項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」を基本）であって都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 | 従 | 国の基準どおり |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
| 従事する者 | 保育士、社会福祉士、高等学校を卒業した者等であって、２年以上児童福祉事業に従事した者、教員免許を有する者、大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又は、これらに相当する課程を修めて卒業した者、高等学校を卒業した者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者職員の経過措置○経過措置として、施行日から平成３２年３月３１日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に平成３２年３月３１日までに修了することを予定している者を含める。 | 従 | 国の基準どおり |
| 職員数 | 職員○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。○放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が２０人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 従 | 国の基準どおり |
| 児童の集団の規模 | 職員○支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね４０人以下とする。 | 参 | 国の基準どおり |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
| 施設・設備 | 設備の基準○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。○専用区画の面積は、児童１人につきおおむね１．６５平方メートル以上でなければならない。○専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。○専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 | 参 | 国の基準どおり |
| 開所日数 | ○1年につき２５０日以上を原則として、そ地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。 | 参 | ○国の基準どおり○三股町の休日を定める条例。）に定める休日以外の日とする。ただし、土曜日は除くものとする。○児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して定める。 |
| 開所時間 | ○小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 １日につき８時間以上、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 １日につき３時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。 | 参 | ○小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 １日につき９時間以上○小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 １日につき４時間以上○児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 三股町の基準 |
| その他の基準 | 放課後児童健全育成事業者が備える帳簿○職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。秘密保持等○職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。苦情等への対応○利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。○行った支援に関し、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。○社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が行う同法第８５条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。保護者との連絡○利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。関係機関との連携○町、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。事故発生時の対応○利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、町、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。○利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 | 参 | 国の基準どおり |
|  |

施行期日

　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日とする。

**三股町保育の必要性の認定基準に関する規則（案）説明資料**

**１．概要**

○子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。

○保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）②「区分」（保育標準時間、保育短時間の２区分、保育必要量）について、国が基準を設定

○教育・保育の必要性などに応じて次ぎの３つの認定があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | **1号認定** | **2号認定** | **３号認定** |
| 対象となる　子ども | 年齢 | 満３歳以上 | 満３歳未満 |
| 保育の必要性 | 不要 | 必要 |
| 保育必要量 | － | 保育標準時間/保育短時間 |
| 利用できるもの　　（原則） | 認定こども園 | ○ | ○ | ○ |
| 幼稚園 | ○ |  |  |
| 保育所 |  | ○ | ○ |
| 地域型保育事業 |  |  | ○ |

**２．事由**

○給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を

設定

|  |
| --- |
| 新制度における「保育の必要性」の事由　以下のいずれかの事由に該当すること　　※同居の親族その他の者が当該児童を保有することができる場合、その優先度を調整することが可能 |
| ①就労　　フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）②妊娠、出産③保護者の疾病、障害④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 | ⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧虐待やDVのおそれがあること⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 |

**３．区分**

○保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の２区分を設定

　○この２つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定

　《保育標準時間》（月～土開所の場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 通常の開所時間（１１時間） |  |
| １１時間（利用可能な時間帯＝保育必要量 |
| 月曜日 |  | 原則的な保育時間（８時間） |  | 延長保育 |
| 火曜日 |  | 原則的な保育時間（８時間） |  |  |
| 水曜日 |  | 原則的な保育時間（８時間） |  |  |
| 木曜日 |  | 原則的な保育時間（８時間） |  |  |
| 金曜日 |  | 原則的な保育時間（８時間） |  |  |
| 土曜日 |  | 原則的な保育時間（８時間） |  |  |
| 日曜日 | 休日保育 |  |

　　※1ヶ月の保育必要量　１日１１時間×３００日／１２ヶ月＝２７５時間

《保育短時間》（月～土開所の場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 通常の開所時間（１１時間） |  |
|  | 8時間（利用可能な時間帯＝保育必要量） |  |
| 月曜日 |  | 原則的な保育時間（8時間）＝利用可能な時間帯 | 延長保育 | 延長保育 |
| 火曜日 |  | 原則的な保育時間（8時間）＝利用可能な時間帯 |  |  |
| 水曜日 |  | 原則的な保育時間（8時間）＝利用可能な時間帯 | 延長保育 |  |
| 木曜日 |  | 原則的な保育時間（8時間）＝利用可能な時間帯 |  |  |
| 金曜日 | 延長保育 | 原則的な保育時間（8時間）＝利用可能な時間帯 |  |  |
| 土曜日 |  | 原則的な保育時間（8時間）＝利用可能な時間帯 |  |  |
| 日曜日 | 休日保育 |  |

※1ヶ月の保育必要量　１日８時間×３００日／１２ヶ月＝２００時間

**４．優先利用**

　○待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、保育の必要性の認定にあたって、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。

　○「優先利用」の対象として考えられる事項の例示

　　①ひとり親家庭　　②生活保護世帯（就労につながる場合）　　③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合　　④虐待やDVのおそれがある場合　　⑤子どもが障害を有する場合　　⑥育児休業明け　　⑦兄弟姉妹が同一保育所等の利用を希望する場合

　　⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童　⑨その他町長が定める事由

　●子ども・子育て支援新制度関連の用語説明　　（　）内の数が№と符合する

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 用　語 | 説　明 |
| 1 | 地域型保育事業 | 家庭的保育(2)小規模保育(3)居宅訪問型保育(4)及び事業所内保育(5)のこと　児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置づけられている認可保育所とは法令上の位置づけが異なり、様々な場所で展開される事業　市町村による認可事業として地域型保育給付の対象 |
| 2 | 家庭的保育 | 家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施１～５人　家庭的保育者の居宅等で実施 |
| 3 | 小規模保育 | 比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気の下で、きめ細やかな保育を実施　６～19人まで　多様なスペースで実施 |
| 4 | 居宅訪問型保育 | 住み慣れた居宅において、1対１を基本とするきめ細やかな保育を実施１対１が基本　　利用する保護者・子どもの居宅で実施 |
| 5 | 事業所内保育 | 企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施数人～数十人程度　事業所その他様々なスペースで実施 |
| 6 | 施設型給付費 | 認定こども園(12)・幼稚園・保育所３施設（教育・保育施設）を通じた共通の給付 |
| 7 | 特例施設型給付費 | 特定教育・保育(16)、特別利用保育(17)または特別利用教育(18)に必要な費用として市町村が支給する費用例１：支給認定子どもが申請後、認定前に緊急やむを得ない利用により特定教育・保育を受けたとき例２：1号認定子ども(13)が、保育所から特別利用保育を受けた時（地域における教育の体制整備状況等を勘案して市町村が認めるときに限る。）例３：２号認定子ども(14)が、幼稚園において特別利用教育を受けた時 |
| 8 | 地域型保育給付費 | 小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業(1)に対する給付 |
| 9 | 特例地域型保育給付費 | 特定地域型保育(21)または特別保育(23)に必要な費用として市町村が支給する費用例１：３号認定子どもが申請後、認定前に認定前に緊急やむを得ない利用により特定地域型保育を受けた時例２：1号認定子ども(13)が地域に幼稚園が整備されていないために特定地域型保育を受けた時例３：2号認定子ども(14)が地域に保育所が整備されていないために特定地域型保育を受けた時例４：離島その他（認定こども園・幼稚園・保育所３施設（教育・保育施設）及び地域型保育４事業の確保が著しく困難である地域）で特例保育を受けた時 |
| 10 | 子ども・子育て支援給付 | 子どものための現金給付（児童手当）及び子どものための教育・保育給付（6.7.8.9） |
| 11 | 地域子ども・子育て支援事業 | 全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援①利用者支援、②地域子育て支援拠点事業(33)、③妊婦健診(37)、④乳児家庭全戸訪問(31)、⑤養育支援訪問事業、子どもを守るネットワーク機能強化事業(32)、⑥子育短期支援事業(30)、⑦ファミリーサポートセンター事業(36)、⑧一時預かり(34)、⑨延長保育(26)、⑩病児保育(35)、⑪放課後児童クラブ(29)、⑫実費徴収に係る補足給付事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| 12 | 認定こども園 | 保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設 |
| 13 | 1号認定子ども | 満３歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前の子ども |
| 14 | 2号認定子ども | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども） |
| 15 | ３号認定子ども | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育を必要とする子ども） |
| 16 | 特定教育・保育 | 市町村長が施設型給付費(6)の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」（認定こども園・幼稚園・保育所）で受ける、教育・保育 |
| 17 | 特別利用保育 | 1号認定子ども(13)が保育所から受ける保育 |
| 18 | 特別利用教育 | 2号認定子ども(14)が幼稚園から受ける教育 |
| 19 | 保育必要量 | 月単位とし施設型給付費(6)、特例施設型給付費(7)、地域型保育給付費(8)又は特例地域型保育給付費(9)を支給する保育の量を保護者の就労状況等に応じて「標準時間（11時間程度）」「短時間８時間程度」の2区分に認定するもの |
| 20 | 特定教育・保育施設 | 市町村長が施設型給付費(6)の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。 |
| 21 | 特定地域型保育事業 | 市町村長が地域型保育給付費(8)の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。 |
| 22 | 特例保育 | 離島その他で認定こども園・幼稚園・保育所3施設（教育・保育施設）及び地域型保育4事業の確保が著しく困難である地域で受ける、特定教育・保育(16)及び特定地域型保育(21)以外の保育 |
| 23 | 特定支給認定保護者 | 1号～3号認定子ども（支給認定子ども）の保護者（支給認定保護者） |
| 24 | 公定価格 | 「保育の必要量」や「施設の所在する地域」等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用額認定こども園、幼稚園、保育園の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市町村が決定※施設型給付を受けない幼稚園はこれまでと同様、各園で保育料（事業料）を決定 |
| 25 | 利用者支援事業・コンシェルジュ | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 |
| 26 | 延長保育事業 | 認定こども園・保育所等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業※町内１１箇所の保育園で実施中 |
| 27 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業 |
| 28 | 多様な主体の参入促進事業 | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業 |
| 29 | 放課後児童健全育成事業 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業※町内１２箇所で実施中 |
| 30 | 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） |
| 31 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業※本町でも実施中 |
| 32 | 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業 | 要保護児童連絡協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業※月1回の定例会を実施中 |
| 33 | 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業※本町は元気の杜で実施中 |
| 34 | 一時預かり事業 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点施設その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業※町内4箇所の保育園で実施中 |
| 35 | 病児病後児保育事業 | 病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業※町内の１箇所の保育園と１箇所の病院で実施中 |
| 36 | 子育て援助活動支援事業ファミリー・サポートセンター事業 | 乳幼児や小学生等の児童を子育て中の保護者で援助を希望する会員と児童の預かり等の援助をする会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業※本町は元気の杜で実施中 |
| 37 | 妊婦に対しての健康診査事業 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握②検査計測③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業※本町でも実施中 |